

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の豊川市立学校における授業等の取扱いについて

(令和6年9月11日)

- 1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合
 - 通常どおりの教育活動を行う。（現行と同様）
 - 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
 - 後に発表される臨時情報（2の(1)から(3)）に備え、情報収集を行う。

- 2 1の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合
 - (1) **南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**
 - 後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、必要な教育活動を通常通り継続する。
 - 通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させる。
 - 部活動については実施しない。
 - 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
 - 校長は、学校の立地条件や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休業とすることができる。
※地震発生から1週間後、国からの発表、社会状況等に応じて(2)に準じた対応へ移行する。
 - ★ 後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、後発地震が発生した際の児童・生徒の保護の方法等について、各小中学校が作成した防災計画等を参考に、個々の小中学校の状況に応じて事前に検討する。【①】
 - ※後発地震の発生に備え、次の措置を行う。
 - ・保護者及び関係機関の緊急連絡先の再確認
 - ・児童・生徒の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認
 - ・施設の防災点検、設備及び備品等の転倒・落下防止対策
 - ・出火防止措置及び消防用設備等の再点検
 - ・食料・飲料水等の備蓄状況及び非常持ち出し品の再確認
 - ・その他、後発地震に備えた施設及び設備の再点検
 - (2) **南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）**
 - 通常どおりの教育活動を行う。
 - 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
 - 上記2（1）★を同様に行う。
※地震発生から1週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常どおりの教育活動を行う。
 - (3) **南海トラフ地震臨時情報（調査終了）**
 - 通常どおりの教育活動を行う。
※豊川市は、地震発生後30分以内に30cm以上の浸水が想定される「事前避難対象地域」を設定しない。【②】

<(1)から(3)のすべての段階において留意する事項>

- ※ 地震発生に備え、減災に向けた緊急点検や情報収集を行う。
- ※ 児童生徒等の下校にあたっては、児童生徒等の安全確保の観点から、場合によっては学校において一時待機させることも検討すること。

【①②】

豊川市危機管理課「南海トラフ地震臨時情報に係る対応マニュアル」より